

4月1日から除雪作業に使用される自動車の基準緩和申請の取扱いが一部変わります

○ 除雪作業に使用する自動車の基準緩和については、従来は1台毎に個別に認定を行ってきたところですが、平成26年4月1日より公示により中国運輸局管内は一括して認定を行うこととしました。

※公示の要件を満たさない場合の基準緩和については、従来通り個別に基準緩和申請（注1）が事前に必要ですので、認定を受けなければ検査若しくは名義変更等が出来ませんのでご注意ください。

《改正による留意点》

- ・大型特殊自動車・小型特殊自動車及びトラック型自動車共に、道路維持作業用自動車（注2）の届出又は指定を受けたものに限ります。
- ・大型特殊自動車・小型特殊自動車は、スノウプラウ、ロータリー除雪装置、ブレード（サイドウイング除く）のいずれかの除雪作業に使用する装置を装備することで、認定を受けることが出来ます。
- ・トラック型自動車は、スノウプラウ、ブレード（サイドウイング除く）のいずれかの除雪作業に使用する装置を装備することで、認定を受けることが出来ます。
- ・公示によるものは基準緩和申請が不要（注3）となりました。
- ・現に基準緩和の認定を受けている自動車は、構造等の変更（基準緩和の内容が変更となるものに限る）、使用者の名義の変更や、使用の本拠の位置等、基準緩和の認定が失効するまでは、従来のとおりとなります。

注1：基準緩和認定要領に基づき、事前に1台毎に申請書及び添付資料等を提出し認定を受けることとなります。

注2：当該自動車の使用者が公安委員会から道路維持作業用自動車として届出されたもの又は指定を受けたものであることを証する書面の写しがあり、車体には黄色回転灯が備えられていることが必要となります。

注3：基準を緩和する項目が、この度の公示によることが判断出来る資料（主要諸元表、外観図、灯火器取付位置一覧表、注1の書面、等）の写しを、手続きをする日の前日までに運輸支局・検査登録事務所の検査担当まで提示をお願いします。

詳しくは最寄りの運輸支局の整備・検査担当、自動車検査登録事務所の検査担当までお問い合わせ下さい。